

# 第1章 調査結果

---

## 1 本調査について

調布市は、市政経営の基本的な考え方の一つに「参加と協働のまちづくり」を据え、市政・まちづくりを推進しています。市民参加と協働を推進するための仕組みづくりとして、平成16年11月に市民参加と協働に関する基本的なルールとなる「調布市市民参加プログラム」を定めました。また、平成22年3月には、職員向けの手引きとして「市民参加手続ガイドライン」、「協働推進ガイドブック」を策定し、市民参加と協働に関する理解を深めながら、その一層の推進に取り組んできました。

平成25年4月には市民参加と協働を市における自治の基本理念とした「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を施行しました。この基本条例を具現化する取組の一環として、平成26年12月に「調布市パブリック・コメント手続条例」、平成28年4月に「調

布市審議会等の会議の公開に関する条例」を施行しました。これらの条例の趣旨を踏まえ適切に運用し、市民に開かれた市政を推進し、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図りながら、市民参加と協働によるまちづくりをより一層推進しています。

本報告書は、令和5年度における市民参加プログラム等に基づく市民参加手続と協働事業の実践状況をとりまとめ、その具体的な成果や課題等を検証し、幅広い市民意見の把握につながる創意工夫や運用改善を踏まえた今後の取組につなげるとともに、参加と協働の前提となる市政情報の共有の観点から、この内容を公表するものです。

なお、本報告書に記載されている部署名は、令和6年3月現在の名称です。

## 2 市民参加の取組について

### (1) 市民参加とは

市民参加プログラムにおいて『市民参加』とは、「市の様々な行政活動（構想・計画段階から実施、評価に至るまで）に関して、自らの権利と義務を自覚しながら意見や考えを述べること。施策によっては、実際の行動を伴う場合もある。」と定義しています。

また、『市民参加手続』とは、「市の様々な行政活動に関して、市民の意見を伺い、その意見を施策に反映するために用いる多種多様な市民参加の手法の総称」と定義しています。市民参加手続の主な手法としては、委員会・審議会、説明会・意見交換会・ワークショップ、アンケート調査、パブリック・コメント手続があります。

市民参加プログラムでは、市民参加手続を实践すべき対象事業の範囲を規定しています。そのため、本報告書では、令和5年度に実践した事務事業において、委員会・審議会、説明会・意見交換会・ワークショップ、アンケート調査、パブリック・コメント手続の手法により市民参加手続を実施した事業を対象として取りまとめています。

**【市民参加プログラムに規定する市民参加手続を実践すべき対象事業】**

- 1 市の基本計画等の基本的事項を定める計画等の策定又は改定
- 2 市の基本的な条例の制定改廃に係わる案の策定
- 3 市民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定改正に係わる案の策定
- 4 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入または改廃
- 5 大規模な公共施設の設置に係わる基本計画等の策定等
- 6 その他（市民の関心が高いテーマ、市民の暮らしに身近なテーマ）

**〈参考〉市民参加手続としての「委員会・審議会」**

審議会等の会議の開催は、市民参加手続として、2つの意義を有します。

1つは、公募等により市民が審議会等の委員として参加し、会議において直接意見を述べる機会を確保することです。

もう1つは、審議会等の会議を公開することにより、政策形成過程における市政情報を広く市民と共有し、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図ることです。（引用：調布市審議会等の会議の公開に関する条例〈条文とその解説〉）

よって、本調査では、①「市民」の立場で任命された者を含むもの、または、②会議を「公開」し市民が傍聴できるものについて、市民参加手続としての「委員会・審議会」として位置付けています。

**(2) 市民参加手続の実践状況**

**＜市民参加手続の実施件数＞**

【表1】のとおり、令和5年度の市民参加手続の実施状況は、実践事業83事業、実施件数113件、実践事業参加人数23,140人で、1事業当たりの参加人数は278.8人となりました。

また、【グラフ1】のとおり、市民参加手続における参加延べ人数の合計は、実践事業参加人数に、市民相談課に寄せられた市民の声のうち市政関連相談を利用した人数を加え、25,577人となりました。

前年度に比べ、参加延べ人数が減少した主な要因として、第6次総合計画及び各分野別計画の策定・改定を多く実施した令和4年度と比較して、令和5年度は計画策定等の事業数が少なかったことにより、参加人数の多いアンケート調査等の実施機会が限られたことなどが挙げられます。一方で、アンケート調査の回答依頼に際しては、紙だけでなくインターネットを活用するなど、各事業における参加人数を増やすよう工夫した取組を継続しています。

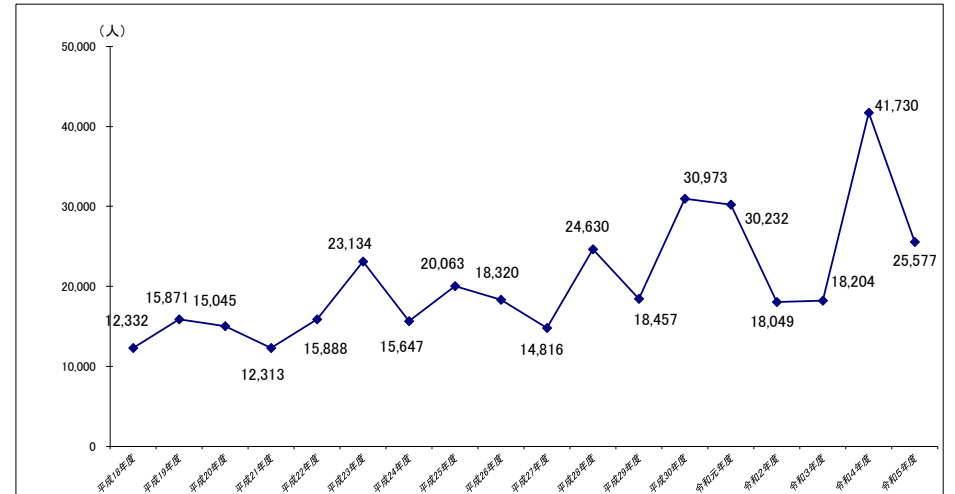
**【表1】市民参加手続の実施件数と参加延べ人数**

年度	市民参加手続実践事業				市政関連 相談	合計
	市民参加 手続実践 事業数	市民参加 手続実施 件数	参加延べ 人数(A)	事業当た りの参加 人数		
令和5	83	113	23,140	278.8	2,437	25,577
令和4	90	141	39,323	436.9	2,407	41,730
令和3	69	97	15,253	221.1	2,951	18,204
令和2	73	106	15,184	208.0	2,865	18,049

【表2】市民参加手続実践事業数の増減内訳（前年度比）

令和4年度報告書と比較し、令和5年度報告書で掲載を追加した事業等(増) 【内訳例】 ・新規に開始した事業 ・令和4年度は対象となる案件がなかった事業	25 事業
令和4年度報告書に掲載した事業で令和5年度報告書に掲載していない事業等(減) 【内訳例】 ・令和4年度で市民参加の取組が完了した事業 ・令和5年度は対象となる案件がなかった事業	32 事業

【グラフ1】市民参加手続における参加延べ人数の推移



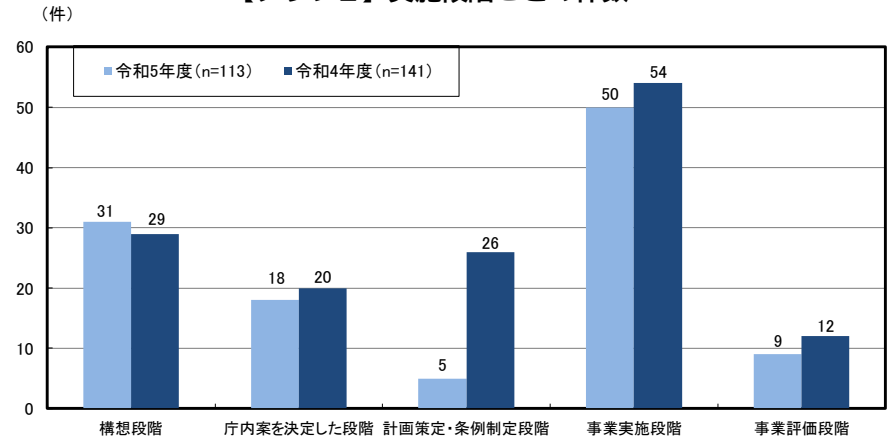
<実施段階ごとの市民参加手続>

【グラフ2】で示した実施段階ごとの傾向を見ると、令和5年度では令和4年度と同じく「事業実施段階」において市民参加手続が多く取り入れられていることが分かります。

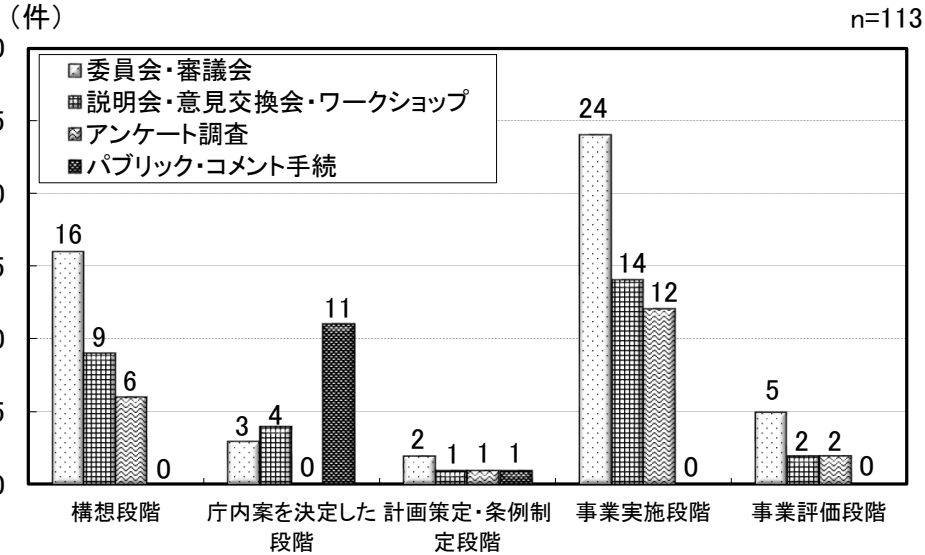
「事業実施段階」で実施している市民参加の手法としては、令和5年度は、「委員会・審議会」の件数が増えており、事業の進捗にあわせて、委員会等において情報共有しながら協議を重ねていることが分かります。

また、【グラフ3】、【グラフ4】から、令和4年度と比較して、実施段階ごとの市民参加手続の傾向に大きな差はありませんでしたが、令和5年度は今後の計画策定等を見据えた、検討委員会の立ち上げなどの取組が複数あったことから、「構想段階」での「委員会・審議会」の実施件数が多くなったと考えられます。

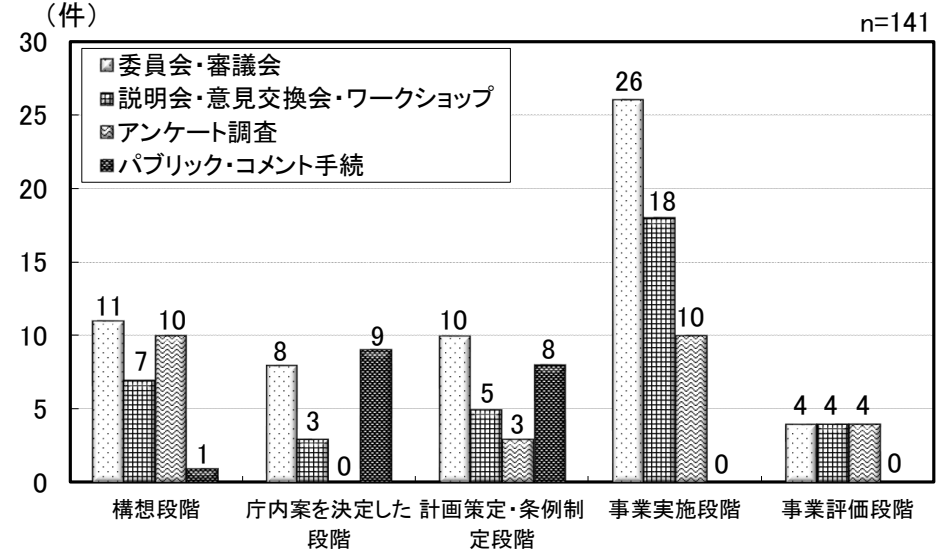
【グラフ2】実施段階ごとの件数



【グラフ3】各実施段階における市民参加手続手法別件数（令和5年度）



【グラフ4】各実施段階における市民参加手続手法別件数（令和4年度:参考）



<手法ごとの市民参加手続>

【表3】より、令和5年度に実施した市民参加手続の手法別の件数は、令和4年度に引き続き、「委員会・審議会」が最も多くなっており、次いで「説明会・意見交換会・ワークショップ」, 「アンケート調査」, 「パブリック・コメント手続」となりました。また、手法別の参加延べ人数では、令和4年度と同様、アンケート調査が最も多く、全体の約75%を占める17,465人となっています。

【表3】手法ごとの市民参加手続件数及び参加人数

市民参加手続	件数(件)		参加延べ人数(人)		手法別平均参加人数	
	a		b		b/a	
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
審議会・委員会	50	59	2,881	3,251	57.6	55.1
説明会・意見交換会・ワークショップ	30	37	2,583	3,374	86.1	91.2
アンケート調査	21	27	17,465	32,534	831.7	1,205.0
パブリック・コメント手続	12	18	211	164	17.6	9.1
合計	113	141	23,140	39,323		

### <市民参加手続手法の組み合わせ>

市民参加を推進するに当たっては、複数の市民参加手法を組み合わせることで、市民参加の機会を確保し、多様な市民ニーズを把握することに努めています。本調査結果からも、一つの事業に対して複数の市民参加手法を組み合わせ実施していることが見て取れます。

特に、各種分野別計画の策定過程や計画の推進においては、実施段階に応じてより多くの市民参加手法を組み合わせ取り組む傾向があります。また、手法を選択するに当たり、分野別計画の主な対象者から意見を聴取するものと、広く市民から意見を求めるものとを組み合わせ実施することが意識されています。令和5年度に実施した各種分野別計画等に係る市民参加手続実践事業は、【表4】のとおりです。

【表4】令和5年度に実施した各種分野別計画等に関する市民参加手続

調査票 No.	市民参加手続 実践事業名	実施段階	実施した市民参加手続
21	(仮称)調布市産業振興プランの策定	構想段階	アンケート調査
25	調布市スポーツ推進計画の策定	構想段階, 庁内案を決定した段階	説明会・意見交換会・ワークショップ, パブリック・コメント手続
36	調布市地域福祉推進会議	構想段階, 庁内案を決定した段階	委員会・審議会, パブリック・コメント手続, 説明会・意見交換会・ワークショップ
38	第9期調布市高齢者総合計画の策定	構想段階, 庁内案を決定した段階	委員会・審議会, パブリック・コメント手続, 説明会・意見交換会・ワークショップ
39	調布市障害者総合計画の策定	構想段階, 庁内案を決定した段階	委員会・審議会, パブリック・コメント手続, 説明会・意見交換会・ワークショップ

調査票 No.	市民参加手続 実践事業名	実施段階	実施した市民参加手続
47	調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画改定	構想段階, 庁内案を決定した段階, 計画策定・条例制定段階	委員会・審議会, パブリック・コメント手続
51	雨水管理総合計画の策定	構想段階	アンケート調査
52	調布市下水道事業経営戦略の改定	構想段階	委員会・審議会
54	調布市災害廃棄物処理計画の策定	庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続
59	調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定	庁内案を決定した段階	説明会・意見交換会・ワークショップ, パブリック・コメント手続
68	調布市道路総合管理計画の策定	庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続
70	地域公共交通計画事業	計画策定・条例制定段階	委員会・審議会, 説明会・意見交換会・ワークショップ, アンケート調査
72	耐震改修促進計画の改定	庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続
75	調布市不登校児童・生徒への支援プランの策定	計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント手続

### <市民参加手続手法ごとの課題と対応>

市民参加全般についての各部署の継続的な共通課題として、参加者層の拡大、特に若年層の参加促進が挙げられます。

一方で、令和5年度に行った「調布市民意識調査」では、「あなたは、市政・まちづくりに参加したいと思いませんか」の問いに対し、《参考1》【図2】にあるとおり、全体の53.7%が参加意向を示しており、参加を促進するための工夫が求められています。《参考1》【図3】にあるとおり、年齢層別の調査結果において比較的参加意向の低い20代についても、《参考1》【図4】にあるとおり、市民参加が可能な手法に関する設問において、「SNS（LINE、Xなど）を活用したアンケート調査」を54.0%が肯定的に捉えています。一方で、同様の設問において、令和4年度は73.2%が肯定的な意見を示していたことから、導入する手法については、社会の変容等を踏まえながら、継続的に検証する必要があります。

このように、参加意向はあるものの、実際の参加には至っていない市民に対して、機会の提供など、参加を促進する工夫を継続的に実践していくことで、市民参加や協働に対する市民の満足度を高めていく必要があることから、各部署で様々な工夫や改善に取り組んでいます。

#### 委員会・審議会

委員会・審議会については、平成28年4月に「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」を施行し、会議開催の事前公表や傍聴の取扱い、会議録の作成・公表などに関して、統一した運用に努めています。一方で、会議の性質や議題によっては、会議運営において特別な配慮が必要な場合もあるなど、本条例の趣旨を踏まえて、引き続き、適切な運用を図っていく必要があります。

【表5】市民参加手続「委員会・審議会」の工夫例

目的・課題	工夫内容
市民の参加機会を確保する	・夜間の開催日時を設定 ・会場での開催に加え、オンライン参加も可能にする
幅広い市民の参加を促す	・公募による委員の募集
参加者の内容理解を促す	・手話通訳者の同席 ・パソコン読み上げ機能に対応したテキスト形式で資料のデータを送信 ・分かりやすい用語の使用

#### 説明会・意見交換会・ワークショップ

説明会・意見交換会・ワークショップは、事業に対する意見や具体的なアイデアをいただいたり、事業内容や実施に対する理解と協力を求めたりする意義があります。開催に当たっては、事業の影響を受ける市民に開催が確実に伝わるよう努める必要があります。また、多様な意見の反映につながるよう、より幅広い年齢層の市民参加を促すことに課題意識を持っています。

【表6】市民参加手続「説明会・意見交換会・ワークショップ」の工夫例

目的・課題	工夫内容
市民の参加機会を確保する	・動画を作成してYouTube上で公開 ・開催時間を工夫し、様々な日時に開催 ・会場での開催に加え、オンライン参加も可能にする
参加層を拡大する	・無作為抽出で参加の呼びかけを行う
市民へ周知する	・周辺自治会や戸別ポスティング等により、開催を周知 ・市報のほか市ホームページやSNSも活用して告知

### アンケート調査

アンケート調査では、回答率の向上が課題であり、回答者の負担感を軽減するためには、内容はもとより依頼方法についても工夫していく必要があります。昨今はスマートフォンの普及や、学校現場でのデジタル化に伴い、インターネットを活用したアンケートの実施が拡大しています。

インターネットアンケートは実施者が効率よく配付・回収・集計を行えるだけでなく、市民における参加のしやすさにもつながることから、子どもを含めた幅広い市民の意見を集められる可能性があることに鑑み、今後も積極的な活用が見込まれます。

【表7】市民参加手続「アンケート調査」の工夫例

目的・課題	工夫内容
回答の負担感軽減を図る	・来庁提出が必須となる書類とアンケートを同時提出として、回答率向上を図った ・アンケートの提出については、窓口ポストを設置し、匿名性を高めた
インターネットを活用した回答機会を提供する	・2次元コードが記載されたインターネット回答用のアンケート用紙を配付
参加層を拡大する	・市民が自由なアイデアを提出できる機会を作った

### パブリック・コメント手続

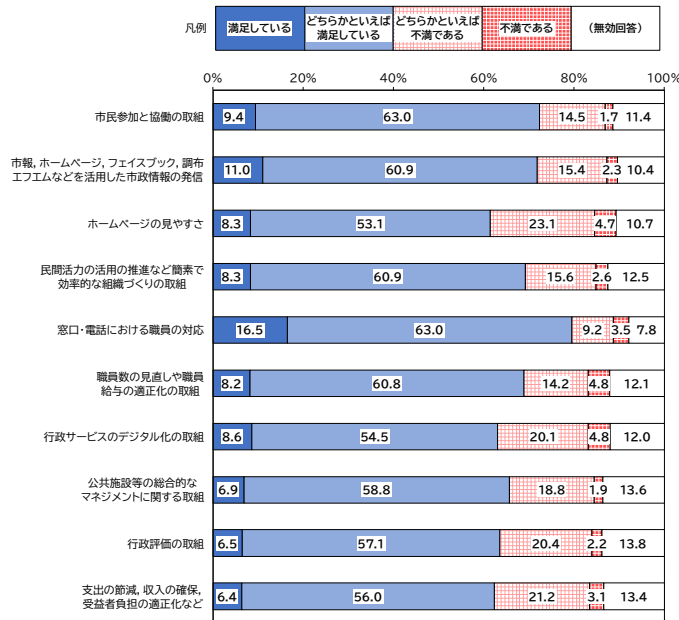
パブリック・コメント手続については、平成26年12月に「調布市パブリック・コメント手続条例」を施行し、統一した運用を図っています。実施においては、意見提出者を増やすことを課題として認識しています。具体的な取組として、平成25年度から実施している市報の「パブリック・コメント手続コーナー」への掲載や、「パブリック・コメント手続を実施中」である旨を周知する卓上のぼり旗やポスターの掲示など、市内各公共施設での資料の配架と合わせて、市民の目に留まりやすい工夫を実施しています。さらに、平成26年度からは、意見提出のしやすさの工夫として、公共施設にパブリック・コメント手続に係る意見提出箱を設置するとともに、年間の市民参加手続の予定や実施結果を一覧にまとめて市ホームページに掲載するなど、市民への周知に努めています。なお、令和5年度のパブリック・コメント手続実施状況については、《参考2》のとおりです。



## 《参考1》市民の参加意向について

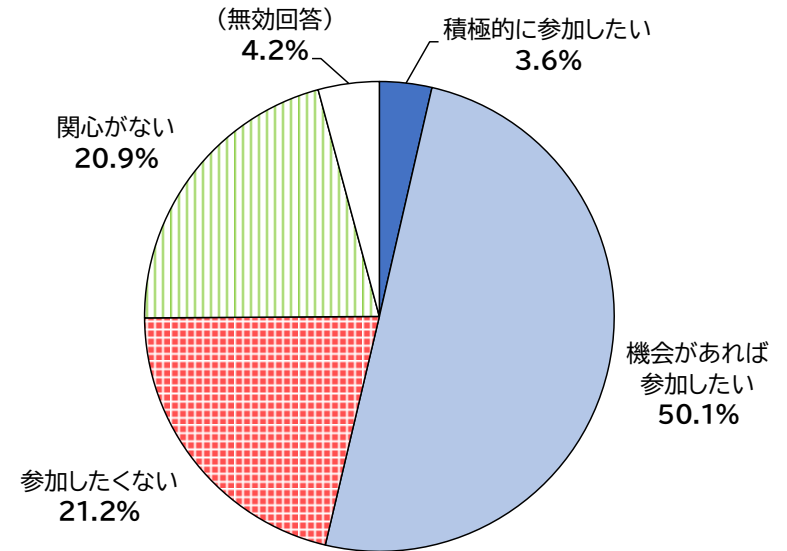
令和5年度に実施した「調布市民意識調査」では、市政全般（くらし）に対する満足度について設問を設けています。【図1】のとおり、市民参加や市民との協働の取組に関しては、72.4%の方が「満足している」か「どちらかといえば満足している」と回答しています。

【図1】市民参加と協働の取組の満足度

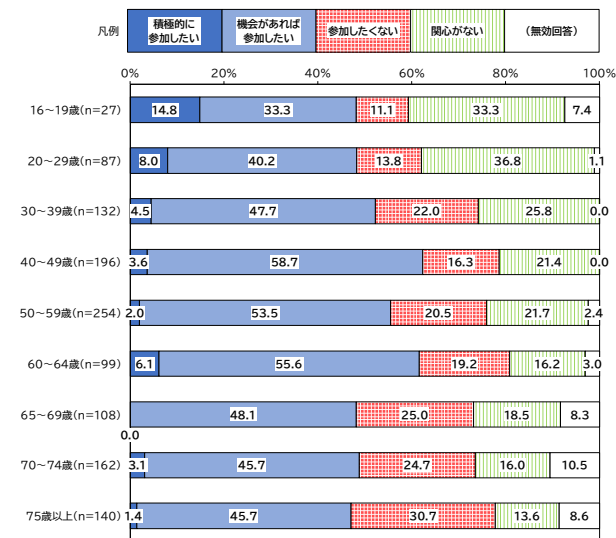


また、市政・まちづくりへの参加意向と、参加できる手法についても設問を設けています。【図2】のとおり、53.7%の市民が参加意向を示しており、【図3】の年齢層別参加意向からは、30代から65歳までの参加意向が比較的高いことがわかります。一方、【図4】のとおり各年代によってニーズが異なっていることから、広範な市民の参加を促すためには、市民が参加しやすい環境づくりの工夫を重ねていく必要があります。

【図2】市政・まちづくりへの参加意向



【図3】市政・まちづくりへの参加意向（年齢層別）



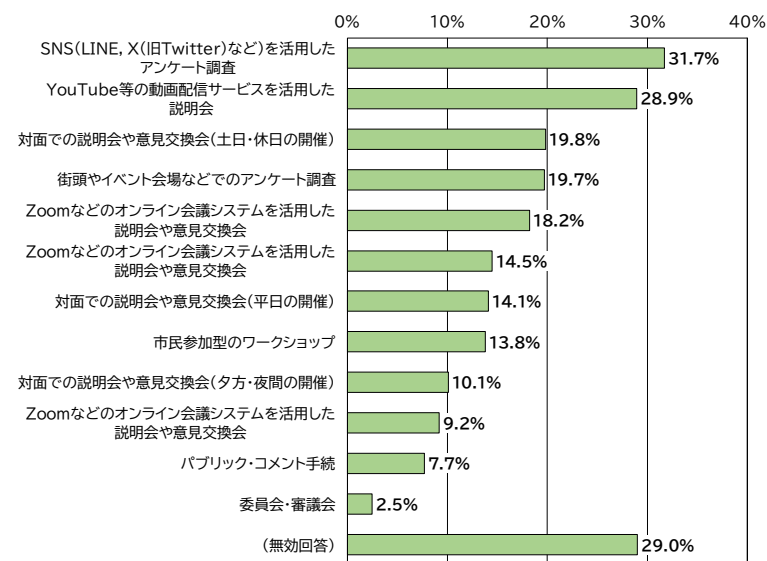
【図4】市民参加の取組を行う場合、参加できる手法（年齢層別）

選択肢	合計	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
全体	1,211	27	87	132	196	254	99	108	162	140
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
SNS（LINE、X（旧Twitter）など）を活用したアンケート調査	384	16	47	67	98	84	30	16	15	11
	31.7%	59.3%	54.0%	50.8%	50.0%	33.1%	30.3%	14.8%	9.3%	7.9%
YouTube等の動画配信サービスを活用した説明会	350	11	31	59	72	91	24	25	24	11
	28.9%	40.7%	35.6%	44.7%	36.7%	35.8%	24.2%	23.1%	14.8%	7.9%
対面での説明会や意見交換会（土日・休日の開催）	240	2	16	26	48	64	26	19	19	16
	19.8%	7.4%	18.4%	19.7%	24.5%	25.2%	26.3%	17.6%	11.7%	11.4%
街頭やイベント会場などでのアンケート調査	238	6	14	29	50	47	22	24	26	19
	19.7%	22.2%	16.1%	22.0%	25.5%	18.5%	22.2%	22.2%	16.0%	13.6%
Zoomなどのオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会（土日・休日の開催）	221	5	16	37	50	58	19	12	13	11
	18.2%	18.5%	18.4%	28.0%	25.5%	22.8%	19.2%	11.1%	8.0%	7.9%
Zoomなどのオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会（夕方・夜間の開催）	175	4	16	36	39	55	12	7	5	1
	14.5%	14.8%	18.4%	27.3%	19.9%	21.7%	12.1%	6.5%	3.1%	0.7%
対面での説明会や意見交換会（平日の開催）	171	2	1	10	16	25	21	23	42	28
	14.1%	7.4%	1.1%	7.6%	8.2%	9.8%	21.2%	21.3%	25.9%	20.0%
市民参加型のワークショップ	167	0	12	30	28	34	19	11	21	12
	13.8%	0.0%	13.8%	22.7%	14.3%	13.4%	19.2%	10.2%	13.0%	8.6%
対面での説明会や意見交換会（夕方・夜間の開催）	122	0	11	16	24	40	11	7	8	5
	10.1%	0.0%	12.6%	12.1%	12.2%	15.7%	11.1%	6.5%	4.9%	3.6%
Zoomなどのオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会（平日の開催）	112	3	6	17	17	19	11	11	15	11
	9.2%	11.1%	6.9%	12.9%	8.7%	7.5%	11.1%	10.2%	9.3%	7.9%
パブリック・コメント手続	93	3	9	12	21	18	9	4	6	11
	7.7%	11.1%	10.3%	9.1%	10.7%	7.1%	9.1%	3.7%	3.7%	7.9%
委員会・審議会	30	0	3	4	5	3	7	0	3	4
	2.5%	0.0%	3.4%	3.0%	2.6%	1.2%	7.1%	0.0%	1.9%	2.9%
（無効回答）	351	5	19	29	36	58	22	40	70	72
	29.0%	18.5%	21.8%	22.0%	18.4%	22.8%	22.2%	37.0%	43.2%	51.4%

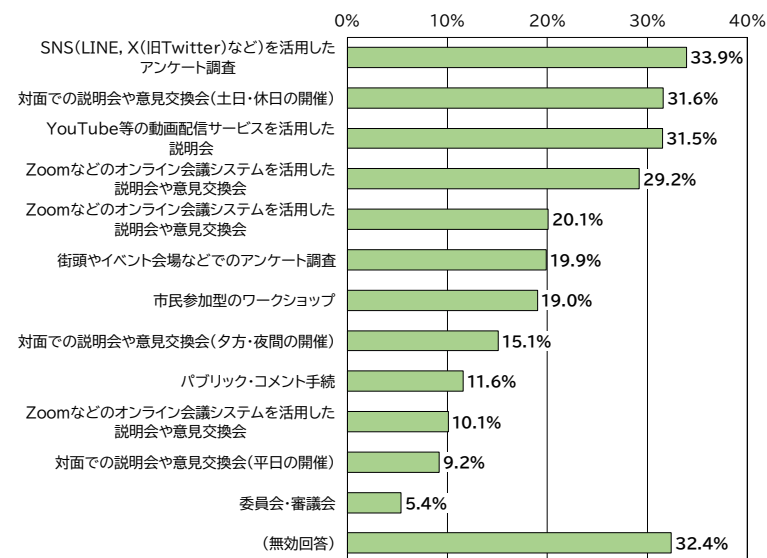
（上段：実数（人）、下段：構成比）  
 回答割合が最も高い：  回答割合が2番目に高い：

【図5】の「参加できる手法」については、「SNSを活用したアンケート調査」が31.7%で最も高く、次いで「YouTube等の動画配信サービスを活用した説明会」の28.9%、「対面での説明会や意見交換会（土日・休日の開催）」の19.8%の順となっています。また、【図6】の「より多くの市民の意見が行政に届きやすい参加手法」についても、同様の結果が読み取れることから、市民参加の取組に当たっては、所定の日時や場所に限定されない参加手法が一定の評価を得ているほか、対面で説明会などを実施する場合は、土日・休日の開催が望まれていることがわかります。

【図5】市民参加の取組を行う場合、参加できる手法



【図6】より多くの市民の意見が行政に届きやすい参加手法



【図7】より多くの市民の意見が行政に届きやすい参加手法（年齢層別）

選択肢	合計	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
全体	1,211	27	87	132	196	254	99	108	162	140
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
SNS（LINE、X（旧Twitter）など）を活用したアンケート調査	410	13	41	66	93	94	34	24	26	18
	33.9%	48.1%	47.1%	50.0%	47.4%	37.0%	34.3%	22.2%	16.0%	12.9%
対面での説明会や意見交換会（土日・休日の開催）	383	9	30	53	75	88	38	26	34	29
	31.6%	33.3%	34.5%	40.2%	38.3%	34.6%	38.4%	24.1%	21.0%	20.7%
YouTube等の動画配信サービスを活用した説明会	382	10	36	56	79	100	30	22	30	17
	31.5%	37.0%	41.4%	42.4%	40.3%	39.4%	30.3%	20.4%	18.5%	12.1%
Zoomなどのオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会（土日・休日の開催）	354	7	31	53	81	79	34	23	23	21
	29.2%	25.9%	35.6%	40.2%	41.3%	31.1%	34.3%	21.3%	14.2%	15.0%
Zoomなどのオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会（夕方・夜間の開催）	243	3	18	44	54	66	19	13	15	9
	20.1%	11.1%	20.7%	33.3%	27.6%	26.0%	19.2%	12.0%	9.3%	6.4%
街頭やイベント会場などでのアンケート調査	241	5	17	33	50	58	28	18	16	16
	19.9%	18.5%	19.5%	25.0%	25.5%	22.8%	28.3%	16.7%	9.9%	11.4%
市民参加型のワークショップ	230	6	21	26	38	49	24	21	22	22
	19.0%	22.2%	24.1%	19.7%	19.4%	19.3%	24.2%	19.4%	13.6%	15.7%
対面での説明会や意見交換会（夕方・夜間の開催）	183	5	12	22	33	51	22	13	13	12
	15.1%	18.5%	13.8%	16.7%	16.8%	20.1%	22.2%	12.0%	8.0%	8.6%
パブリック・コメント手続	140	3	10	18	28	24	14	15	12	16
	11.6%	11.1%	11.5%	13.6%	14.3%	9.4%	14.1%	13.9%	7.4%	11.4%
Zoomなどのオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会（平日の開催）	122	1	11	21	26	25	10	8	11	8
	10.1%	3.7%	12.6%	15.9%	13.3%	9.8%	10.1%	7.4%	6.8%	5.7%
対面での説明会や意見交換会（平日の開催）	112	1	6	21	17	15	10	13	16	13
	9.2%	3.7%	6.9%	15.9%	8.7%	5.9%	10.1%	12.0%	9.9%	9.3%
委員会・審議会	65	1	4	9	12	12	7	7	10	3
	5.4%	3.7%	4.6%	6.8%	6.1%	4.7%	7.1%	6.5%	6.2%	2.1%
（無効回答）	392	6	18	24	42	66	24	45	78	85
	32.4%	22.2%	20.7%	18.2%	21.4%	26.0%	24.2%	41.7%	48.1%	60.7%

（上段：実数（人），下段：構成比）

回答割合が最も高い：

回答割合が2番目に高い：

《参考2》令和5年度パブリック・コメント手続実施状況

No.	件名	意見募集期間 (策定年月)	意見数(件) /提出者数 (人)	所管課
1	調布市スポーツ推進計画(素案)	令和5年12月25日～ 令和6年1月24日 (令和6年3月)	3/2	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
2	調布市地域福祉計画(素案)	令和5年12月20日～ 令和6年1月19日 (令和6年3月)	32/7	福祉健康部福祉総務課
3	調布市福祉のまちづくり推進計画(素案)	令和5年12月20日～ 令和6年1月19日 (令和6年3月)	31/10	福祉健康部福祉総務課
4	第9期調布市高齢者総合計画(案)	令和5年12月20日～ 令和6年1月19日 (令和6年3月)	37/10	福祉健康部高齢者支援室(高齢福祉担当)
5	調布市福祉タクシー券及びガソリン費助成事業の制度改正(案)	令和5年9月5日～ 令和5年10月5日 (令和6年3月)	175/105	福祉健康部障害福祉課
6	調布市障害者総合計画(案)	令和5年12月20日～ 令和6年1月19日 (令和6年3月)	45/10	福祉健康部障害福祉課
7	(仮称)調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画(素案)	令和5年11月9日～ 令和5年12月8日 (令和6年3月)	72/22	福祉健康部健康推進課
8	調布市災害廃棄物処理計画(案)	令和6年1月22日～ 令和6年2月22日 (令和6年3月)	27/3	環境部ごみ対策課

No.	件名	意見募集期間 (策定年月)	意見数(件) /提出者数 (人)	所管課
9	調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画(素案)	令和5年5月31日～ 令和5年6月29日 (令和5年8月)	94/16	都市整備部都市計画課
10	調布市道路総合管理計画(素案)	令和5年9月20日～ 令和5年10月19日 (令和6年3月)	29/3	都市整備部道路管理課
11	調布市耐震改修促進計画改定(素案)	令和5年9月20日～ 令和5年10月19日 (令和5年12月)	1/1	都市整備部建築指導課
12	調布市不登校支援プラン(素案)	令和5年12月6日～ 令和6年1月5日 (令和6年3月)	85/22	教育部指導室
【合計】パブリック・コメント手続実施件数 12件			631/211	

過年度の実施状況

	実施事業件数	意見数	提出者数
令和4年度	19件	550件	167人
令和3年度	6件	224件	91人
令和2年度	12件	205件	49人

《参考3》令和5年度審議会等の会議の公開に関する運用状況

附属機関の「委員会・審議会」の開催状況

No.	会議名	市民委員を含む	公開・非公開	開催回数(回)／傍聴者数(延べ人数)	所管課
1	調布市調布飛行場対策協議会	○	公開	2/2	行政経営部企画経営課
2	調布市補助金等審議会	-	公開	0/0	行政経営部財政課
3	調布市使用料等審議会	○	公開	0/0	行政経営部財政課
4	調布市情報公開審査会	○	公開	6/0	総務部総務課
5	調布市個人情報保護審査会	○	公開	2/1	総務部総務課
6	調布市表彰審査委員会	-	非公開	2/-	総務部総務課
7	調布市行政不服審査会	○	非公開	2/-	総務部法制課
8	調布市非常勤職員等公務災害補償等審査会	-	非公開	1/-	総務部人事課
9	調布市特別職報酬等審議会	○	非公開	3/-	総務部人事課
10	調布市防災会議	○	公開	1/1	総務部総合防災安全課

No.	会議名	市民委員を含む	公開・非公開	開催回数(回)／傍聴者数(延べ人数)	所管課
11	調布市国民保護協議会	-	公開	1/1	総務部総合防災安全課
12	調布市消防委員会	-	公開	1/0	総務部総合防災安全課
13	調布市生活安全対策協議会	-	非公開	2/-	総務部総合防災安全課
14	調布市生涯学習推進協議会	○	公開	0/0	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
15	調布市スポーツ推進審議会	○	公開	5/0	生活文化スポーツ部スポーツ振興課
16	調布市子ども・子育て会議	○	公開	7/11	子ども生活部子ども政策課
17	調布市青少年問題協議会	-	非公開	3/-	子ども生活部児童青少年課
18	調布市民生委員推薦会	-	非公開	2/-	福祉健康部福祉総務課
19	調布市高齢者福祉推進協議会	○	公開	9/32	福祉健康部高齢者支援室(高齢福祉担当)

No.	会議名	市民委員を含む	公開・非公開	開催回数(回)／傍聴者数(延べ人数)	所管課
20	調布市介護認定審査会	-	非公開	197/-	福祉健康部高齢者支援室(介護保険担当)
21	調布市障害支援区分判定審査会	-	非公開	30/-	福祉健康部障害福祉課
22	調布市健康づくり推進協議会	-	公開	4/0	福祉健康部健康推進課
23	調布市国民健康保険運営協議会	○	公開	4/3	福祉健康部保険年金課
24	調布市環境保全審議会	○	公開	3/4	環境部環境政策課
25	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	○	公開	8/0	環境部ごみ対策課
26	調布市景観審議会	○	公開	2/1	都市整備部都市計画課
27	調布市街づくり審査会	-	非公開	4/-	都市整備部都市計画課
28	調布市都市計画審議会	○	公開	5/6	都市整備部都市計画課

No.	会議名	市民委員を含む	公開・非公開	開催回数(回)／傍聴者数(延べ人数)	所管課
29	調布市居住支援協議会	-	非公開	4/-	都市整備部住宅課
30	調布市自転車等駐車対策協議会	○	公開	0/0	都市整備部交通対策課
31	調布市建築審査会	-	公開	12/0	都市整備部建築指導課
32	調布市社会教育委員の会議	○	公開	6/14	教育部社会教育課
33	調布市公民館運営審議会	○	公開	7/18	教育部東部公民館
34	調布市立図書館協議会	○	公開	4/6	教育部図書館
35	調布市文化財保護審議会	-	公開	8/3	教育部郷土博物館

※「市民委員」とは、公募や市内で活動する各種団体等からの推薦等により、市民の立場で参加している委員です。本報告書では、市民委員を含む委員会等、及び会議を公開し市民が傍聴可能な委員会等について、市民参加手続としての「委員会・審議会」としてしています。

附属機関以外の「審議会・委員会」の開催状況

No.	会議名	公開・非公開	開催回数(回)／ 傍聴者数(延べ 人数)	所管課
1	調布市総合教育会議	公開	1/0	行政経営部企 画経営課
2	調布市せんがわ劇場指定 管理者候補者選定審査委 員会	公開	1/0	生活文化スポ ーツ部文化生 涯学習課
3	調布市民活動支援センタ ー運営委員会	公開	2/0	生活文化スポ ーツ部協働推 進課
4	調布市ふれあいの家指定 管理者候補者選定審査委 員会	公開	2/0	生活文化スポ ーツ部協働推 進課
5	調布市男女共同参画推進 センター運営委員会	公開	3/1	生活文化スポ ーツ部多様性 社会・男女共同 参画推進課
6	調布市スポーツ推進委員 会	公開	12/0	生活文化スポ ーツ部スポー ツ推進課
7	調布市次世代育成支援協 議会	公開	2/2	子ども生活部 子ども政策課
8	児童館運営会議	公開	22/0	子ども生活部 児童青少年課

No.	会議名	公開・非公開	開催回数(回)／ 傍聴者数(延べ 人数)	所管課
9	調布市地域福祉推進会議	公開	8/4	福祉健康部福 祉総務課
10	新たな総合福祉センター の機能・設備に関する検討 会	公開	1/19	福祉健康部福 祉総務課
11	調布市障害者総合計画策 定委員会	公開	8/16	福祉健康部障 害福祉課
12	調布市手話言語条例及び 障害者の意思疎通に関す る条例検討委員会	公開	4/63	福祉健康部障 害福祉課
13	調布市障害者地域自立支 援協議会(全体会)	公開	3/18	福祉健康部障 害福祉課
14	調布市障害者地域自立支 援協議会(ワーキング)	非公開	11/-	福祉健康部障 害福祉課
15	調布市医療的ケア児支援 関係機関連絡会	非公開	2/-	福祉健康部子 ども発達センタ ー
16	調布市子ども発達センタ ー運営会議	非公開	2/-	福祉健康部子 ども発達センタ ー

No.	会議名	公開・非公開	開催回数(回)／ 傍聴者数(延べ 人数)	所管課
17	調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画改定委員会	公開	5／1	福祉健康部健康推進課
18	調布市下水道事業経営戦略改定検討に係る専門委員会	公開	3／6	環境部下水道課
19	調布市空き家等対策推進協議会	公開	4／0	都市整備部住宅課
20	調布市公共交通活性化協議会	公開	5／5	都市整備部交通対策課
21	調布市教育委員会	公開	15／112	教育部教育総務課
22	調布市室内化学物質対策推進協議会	非公開	1／-	教育部教育総務課
23	国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会	公開	4／6	教育部郷土博物館



### 3 協働の取組について

#### (1) 協働とは

市民参加プログラムにおいて、協働とは「市の様々な施策の実現に向けて、市民・市民活動団体・NPO等と市が対等の立場に立ち、共通の目標に向かってそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いが協力しあって取り組むこと」と定義しています。また、協働推進ガイドブックでは、協働の対象を次の項目を概ね満たすものと捉えています。

本報告書では、これらの定義や協働の対象に照らし、令和5年度に実施した協働事業の実施状況について取りまとめています。

協働のパートナー	市のまちづくりに関わるすべての人や団体が協働のパートナーとなり得ます。想定しているのは、「市民・市民団体」「NPOをはじめとする各種法人」「企業」「教育機関」「官公庁」です。
協働の基本原則	協働事業では、基本原則を、市と協働のパートナーが共通認識として持ちながら進めていく必要があります。 基本原則：「目的共有」「対等・相互理解」「自主性・自立性」「役割・責任分担の明確化」「情報の共有と公開」「評価・検証」
協働の形態	様々な形態が考えられ、事業の内容、目的等に応じて適切な協働形態を選択します。 「共催」「実行委員会（市も実行委員会の構成員であるものを指す）」「事業協力」「指定管理者・業務委託」「情報交換・情報提供」「補助・助成」

協働に適した事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①きめ細かく柔軟に対応する必要がある事業</li> <li>②多くの市民の参加や協力を求める事業</li> <li>③地域の実情を踏まえて実施する事業</li> <li>④各主体が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業</li> <li>⑤特定分野において専門性や希少性が必要とされる事業</li> <li>⑥これまで市が取り組んだことのないような先駆的な事業</li> </ul>															
協働の領域	<p>公共の領域のうち、下の図のB、C、Dに該当する部分を協働の領域と捉えています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>各主体</th> <th colspan="3">協働の領域</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>行う各主体の領域の主体性と責任のことに</td> <td>力によって行う種々のものに市の協</td> <td>の各主体と市がそれぞれ領域の主体性</td> <td>力を得ながら行うように各主体の協</td> <td>領域の主体性と責任のことに</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; text-align: center;">※各主体（＝市民、NPO、企業、教育機関等）</p>	各主体	協働の領域			市	A	B	C	D	E	行う各主体の領域の主体性と責任のことに	力によって行う種々のものに市の協	の各主体と市がそれぞれ領域の主体性	力を得ながら行うように各主体の協	領域の主体性と責任のことに
各主体	協働の領域			市												
A	B	C	D	E												
行う各主体の領域の主体性と責任のことに	力によって行う種々のものに市の協	の各主体と市がそれぞれ領域の主体性	力を得ながら行うように各主体の協	領域の主体性と責任のことに												

#### 〈参考〉協働の形態の考え方

市が「共催」した事業及び「実行委員会」の構成員として取り組んだ事業は、その関わり方から、全て協働事業に該当すると考えられます。

その他の形態については、パートナーの取組に対する資金拠出を含む市の協力により、パートナーの特性を生かし、市民の多様なニーズへの対応等、市単独では生み出せない効果を発揮できた事業や、パートナーと協議しながら役割分担等も含めて事業の具体について決定するなど、市の下請けやコスト削減を目的とした委託ではないものが協働事業に該当します。

また、様々な主体との連携事業や各種協定に基づいて実施した事業についても協働事業に該当すると考えられます。

## (2) 協働事業の実施状況

### <協働事業の実施件数>

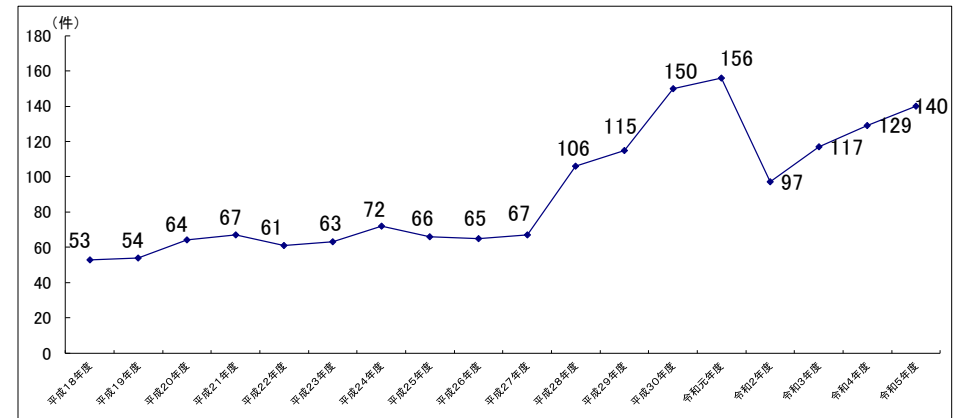
【グラフ5】にあるとおり、令和5年度に実施した協働事業は140件であり、令和4年度と比較して11件増加しました。

協働事業数は事業の新規開始や終了のほか、既存事業を新たに協働事業として位置付けることなどによって、毎年度変動します。

平成28年度以降は、市が「共催」している事業や市が「実行委員会」の構成員として携わっている事業、また、様々な主体との連携事業や各種協定に基づいて実施した事業についても協働事業として位置付けることとした結果、協働事業として報告書に掲載した事業が多くなっています。また、平成30年度及び令和元年度は、2019年のラグビーワールドカップ日本大会及び東京2020大会に向けた事業について、数多くのパートナーと様々な協働の形態で取り組んだことから事業数が増加しました。一方で、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の延期や中止等が相次ぎ、事業数が減少しました。令和3年度以降は、東京2020大会に向けた事業や大会後のレガシーを継承する事業のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により延期又は中止とした事業を再開したことなどから、事業数が増加傾向にあります。

参加と協働によるまちづくりを進めていくに当たっては、市職員の協働に対する意識を高めることが重要であることから、市は、引き続き調布市市民参加推進協議会や市民参加推進研修等を通じた職員の意識啓発に努めて参ります。

【グラフ5】 協働事業数の推移



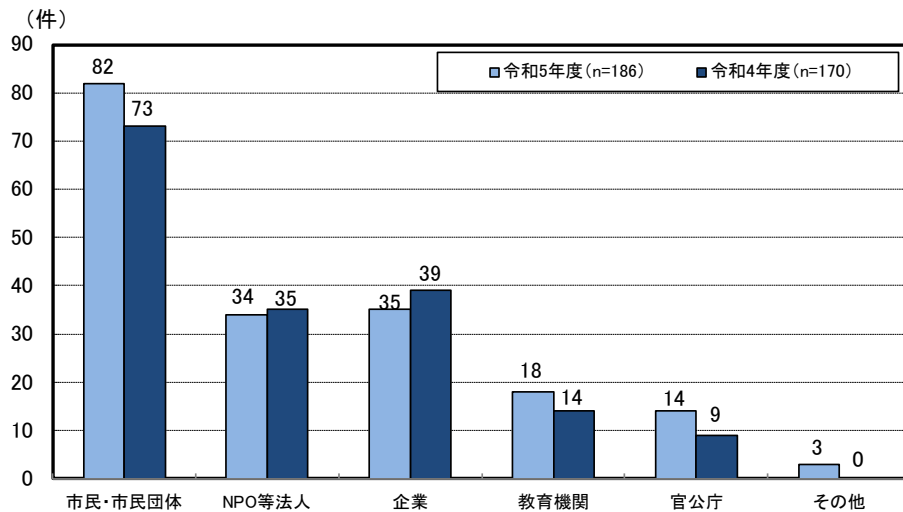
【表8】 増減の内訳

令和4年度報告書と比較し、令和5年度報告書で掲載を追加した事業等(増) 【内訳例】 ・新規に開始した事業 ・令和4年度以前から実施されており、令和5年度から新たに協働事業に位置付けて報告した事業	21 事業
令和4年度報告書に掲載した事業で、令和5年度報告書に掲載していない事業等(減) 【内訳例】 ・令和4年度で協働による事業実施が終了した事業 ・その他事由により実施がない事業(隔年事業など)	14 事業

### <協働のパートナー>

【グラフ6】にあるとおり、令和5年度の協働事業を協働のパートナー別に見ると、令和4年度と同様、最も多いパートナーは、「市民・市民団体」であり、次いで「企業」、「NPO等法人」、「教育機関」、「官公庁」の順となっています。なお、1つの協働事業に複数のジャンルのパートナーがいる場合もあります。また、令和5年度は、令和4年度と比較して、「市民・市民団体」の件数が大幅に増加しています。この背景として、これまでは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、パートナーが活動を自粛する傾向がありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行された令和5年度は、市民向けのイベント等を企画する事業が活発に行われたものと推測されます。また同様の理由から、事業数は全体として増加しています。

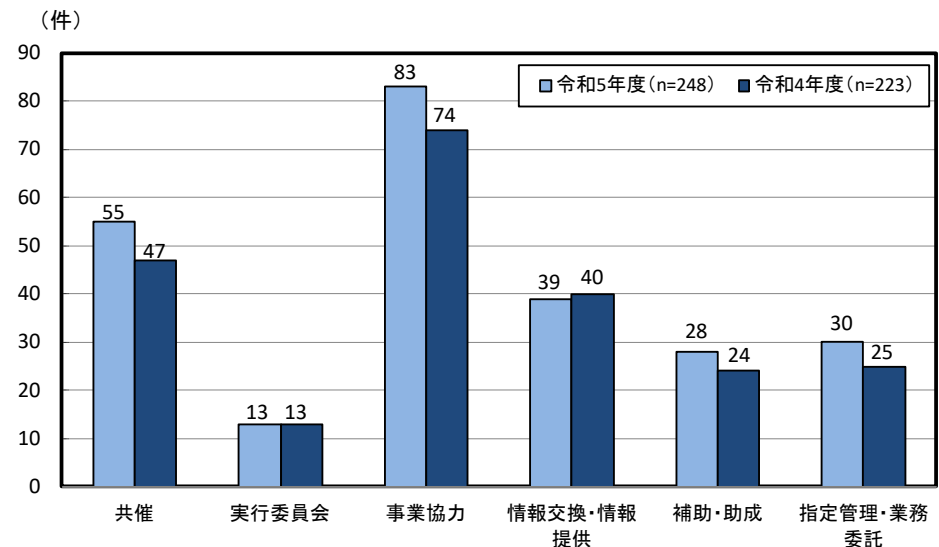
【グラフ6】 協働のパートナー（複数選択可）



### <協働事業の形態>

【グラフ7】のとおり、令和5年度における協働事業で最も多かった形態は「事業協力」であり、次いで、「共催」、「情報交換・情報提供」、「指定管理・業務委託」、「補助・助成」、「実行委員会」の順となっています。なお、1つの事業で複数の形態に該当する場合もあるため、形態の合計件数（n=248）は協働事業数140件よりも多くなっています。また、令和5年度は、令和4年度と比較して「情報交換・情報提供」を除くすべての形態において、件数が同数もしくは増加しました。

【グラフ7】 協働事業の形態（複数選択可）



<協働事業の新規開始・継続の状況について>

【表9】のとおり、令和5年度の全協働事業のうち、令和4年度以前から継続している事業の割合は90.0%（126事業）、新規開始事業は10.0%（14事業）でした。

令和5年度における新規開始事業としては、「ラグビーワールドカップフランス大会に向けた取組」などラグビーワールドカップ日本大会のレガシーを継承する事業や「自転車用ヘルメット着用促進事業」といった、市民の安全・安心を守るために地域・企業の協力を得るものなどがあります。一方、パートナーから事業提案を受けた事例としては、「調布市がん相談サポート事業の試行実施」といった市の特色を生かした取組のほか、「空き家等適正管理普及啓発・相談事業」など、パートナーが社会問題を解決するために実施する取組、さらには公民館で行われる利用団体主催のイベント開催への協力などがあります。

【表9】事業の新規・継続の別と事業提案者

		新規事業	継続事業	計
事業提案者	市	2	82	84
	パートナー	12	44	56
	計	14	126	140

<協働のパートナーの選定方法について>

パートナーの選定方法として、市からの提案で開始した事業においては、「地域防災体制の充実」や「市民との連携による生涯学習のきっかけづくり」など、当該事業の対象者をパートナーとする事例や、「男女共同参画推進フォーラム『しえいくはんず』の開催」のように、関連団体等で実行委員会を組織しパートナーとしている事例があります。市から事業提案する場合、事業の実現可能性を担保し、具体的な事業展開のイメージを共有するため、事業の構想段階でパートナーとなる団体等の選定も併せて検討している例が多くあります。

一方、パートナーからの提案で開始した事業においては、その多くが当初の事業提案者を協働のパートナーとして選定しており、市は事業提案を受けた後、当該パートナーと一緒に実施に向けた企画内容の検討や事前調整を行っています。

また、事業提案者がいずれであるかに関わらず、継続事業のほとんどは事業の開始時から同じパートナーと継続して実施しており、これまでの実績や経験を踏まえ、パートナーと意見交換しながら、企画内容の見直しや新たな広報手段の検討を行うなど、より良い事業展開を目指して内容を更新していることが分かります。一方で、「調布まち活フェスタ」のように、有志による実行委員会をパートナーとする事業においては、年度ごとにパートナーの構成員を入れ替え、新たなメンバーで継続している例もあります。

<市と協働のパートナーとの役割分担及び協働の成果について>

各協働事業の形態ごとの、市と協働のパートナーとの主な役割分担は、【表10】に示したとおりですが、市とパートナーで意見を出し合って企画し、パートナーが運営・実施を担い、市は主に広報協力や会場・情報・資料の提供を行うといった役割分担が多くみられます。

これは市が施策目標を達成するに当たり、パートナーの持つネットワークやノウハウを生かして事業を実施することで、行政だけでは実現できない規模の大きさや専門性の高さ、及び質の高い成果を目指していることが理由として挙げられます。例えば、FC東京とはパートナーとして以前から継続的に協働の取組を行っており、「FC東京との連携による地域貢献活動」における各事業は、参加者から好評をいただいております。中でも令和4年度から実施している「FC東京青赤ストリート」は、取組の新規性も相まって広く注目を集め、市の全国的な魅力発信にもつながりました。

一方、協働の取組において市が貢献できる点としては、市に蓄積している知識や経験に基づき適切な場所や対象者といったフィールドを選択できることや、市報及び市ホームページ等を活用して、広く市民に情報を発信し、文化・スポーツ・スキル等の定着につなげられることが挙げられます。また、近年では、調布スマートシティ協議会をはじめ、NPO法人及び企業等が地域の課題解決を目指して市と協働の取組を行う事例もあります。この場合、市は、地域課題及び市民ニーズの掘り起こしを行うことや、庁内連携を推進し、分野横断的な取組による課題解決につなげることなどが主な役割になると考えられます。さらに、多数の団体・企業が参画し事業規模が大きくなると、市は公共の立場として調整を図ることもあります。

【表10】協働事業の形態ごとに見られる主な役割分担

	パートナーの役割	市の役割
共催	・企画・運営	・企画・運営 ・広報 ・会場提供
実行委員会	・企画・運営	・広報 ・会場提供
事業協力	・実施	・広報 ・資料提供 ・事務局
情報交換・ 情報提供	・実施	・広報 ・資料提供
補助・助成	・実施	・補助金交付 ・会場提供
指定管理・ 業務委託	・施設運営	・施設の設置 ・維持管理

<協働の取組と今後の課題>

協働事業を推進するに当たり、継続事業におけるパートナーの固定化、そして複数の主体が参画する事業におけるパートナーとの認識や情報の共有については、様々な分野において課題として認識されています。

パートナーの固定化については、自治会等の地域住民を主とした組織によって運営される「ふれあいのみちづくり事業」や「ふれあいの家の管理運営」において、パートナーの高齢化・固定化が施設の管理・運営に影響を及ぼしはじめています。また、有志による実行委員

会をパートナーとする「調布まち活フェスタ」についても、より多角的な視点からの意見が交わされる体制づくりを目指す観点から、実行委員のメンバーが固定化してきていることが課題として挙げられています。

この状況に対応するため、新たな協働のパートナーとなり得る団体等の掘り起しや育成・支援のほか、パートナー選定の公平性等の観点から、協働のパートナーの公募や市の他部署が有する団体等の情報を庁内の会議等の機会を通じて共有していく必要があります。参考となる取組として、「図書館の利用支援」では、新規のパートナー（協力者）養成のための講座を開催するといった工夫が以前から行われています。また、「市内映画・映像関連企業や市民団体等と連携した『映画のまち調布』の推進」では、パートナーの持つネットワークやノウハウを活用することにより、多くの事業協力者と参加者を集めることができました。

また、パートナーとの認識や情報の共有については、いくつかの事例から、事業の目的と役割分担を意識的に確認し合うことが、継続的

な協働の取組において必要不可欠となっています。具体的には、「調布市スポーツ協会事業の支援」では、パートナーと日頃から意思疎通を図ることで、市として適切なサポートの提供につなげているほか、「市民活動支援センターの運営」では、定例の打合せを通じて情報共有や方向の確認を行うことで、双方の認識の差を埋め、意見や要望を提案しやすい環境の改善に取り組むといった工夫をしています。さらに、協定に基づく事業など地域の課題解決を目指して市とパートナーが協働する取組においては、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、課題の掘り起こしを行う段階からパートナーと協働し、各々が主体的に課題解決に取り組む事例もあります。このようにパートナーと密なコミュニケーションを図ることで、目的意識と役割分担を明確化しながら、持続的で発展性のある事業を実現できると考えます。

今後も協働の実践を重ねていく中で、市職員の「協働」に関する認識の向上を図るとともに、パートナーと密に連携しながら、取組を推進していく必要があります。

### (3) 各種協定の締結状況

【表1 1】のとおり、令和6年3月までに協定を締結した累計件数は130件、締結団体数は延べ531団体となっています。

そのうち、最も多く協定を締結したものは、防災に関する協定の95件、締結団体数は延べ370団体となっており、災害時における活動支援・相互応援に関する協定や災害発生時に団体の施設を避難所として利用する協定などがあります。また、「調布市見守りネットワーク事業」では、81団体と協定を締結しており、多くの団体と協働して地域での見守り活動を展開しています。このように、市として地

域の安全・安心を確保するため、多様なパートナーとのネットワークを構築することが、協定締結の主たる目的の一つとなっていることが分かります。

一方、令和3年度に「調布市ゼロカーボンシティ宣言」を行ったことに伴い、環境分野を含む新たな協定が締結されました。このように、市の施策目標を達成するため、特定の分野に関してノウハウを持つパートナーとの協定に基づく連携の中で、継続的に課題意識の共有や情報交換を行い、事業を検討する事例もあります。

【表11】分野ごとの協定締結件数と締結団体数

協働の分野	協定締結件数	延べ締結団体数
文化・教育・学術等	5	16
防災	95	370
防犯	5	17
産業振興	2	7
見守り	2	90
子育て	1	1
健康	1	1
環境	9	11
都市整備	4	11
その他(多岐に渡る包括)	6	7
合計	130	531

《参考4》各種協定の締結状況一覧

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
1	調布市民の豊かな芸術文化活動を育む包括協定	平成28年4月	一般社団法人東京室内歌劇場	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
		令和4年3月	株式会社劇団芸優座	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
2	相互友好協力協定	平成15年4月	電気通信大学	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
		平成16年2月	明治大学	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
		平成16年7月	桐朋学園	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
		平成18年3月	白百合女子大学	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
		平成18年11月	東京外国語大学	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
		平成20年11月	慈恵大学	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
		平成26年6月	ルーテル学院大学	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
		平成30年6月	アラブ イスラーム学院	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
3	調布市姉妹都市宿泊費助成事業協力協定	毎年4月	木島平村観光振興局	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
4	東芝プレイブルーパス、サントリーサンゴリアス及び府中市、調布市、三鷹市との連携協定	令和3年4月	東芝プレイブルーパス東京、東京サントリーサンゴリアス、府中市、三鷹市	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部スポーツ振興課
5	調布市と読売巨人軍とのスポーツ振興に関する協働協定	令和5年5月	株式会社読売巨人軍	文化・教育・学術等	生活文化スポーツ部スポーツ振興課
6	災害時における燃料の供給に関する協定	令和4年12月	多摩商事株式会社	防災	総務部管財課
7	調布市狛江市消防相互応援協定	昭和45年4月	狛江市	防災	総務部総合防災安全課
8	東京都防災行政無線局設置等に関する協定	昭和54年4月	東京都	防災	総務部総合防災安全課
		平成2年12月	東京都	防災	総務部総合防災安全課



No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
9	災害時の医療救護活動についての協定	昭和52年5月	公益社団法人調布市医師会	防災	総務部総合防災安全課
10	災害時における応急対策の協力に関する協定	昭和55年9月	調布管工土木事業協同組合	防災	総務部総合防災安全課
		昭和57年7月	調布市建設業協同組合	防災	総務部総合防災安全課
		平成20年2月	調布市植木組合	防災	総務部総合防災安全課
		平成20年11月	調布市建設防災連合会	防災	総務部総合防災安全課
		平成22年2月	東京都電気工事工業組合調布地区本部調布支部, 調布市電設協同組合	防災	総務部総合防災安全課
11	調布市と狛江市との間の災害時等における情報の提供及び交換に関する協定	昭和58年4月	狛江市	防災	総務部総合防災安全課
12	災害時における非常無線通信の協力に関する協定	昭和60年8月	調布市役所アマチュア無線クラブ	防災	総務部総合防災安全課
13	三鷹市, 府中市及び調布市に係る消防の相互応援に関する協定	昭和60年9月	三鷹市, 府中市	防災	総務部総合防災安全課
14	災害時の薬剤医療救護活動についての協定	昭和62年2月	一般社団法人調布市薬剤師会	防災	総務部総合防災安全課
15	多摩市と調布市との間における情報の提供及び交換に関する協定	昭和62年2月	多摩市	防災	総務部総合防災安全課
16	災害時における米穀の供給に関する協定	昭和63年8月	調布市米穀商組合	防災	総務部総合防災安全課
17	調布市及び木島平村災害救助協定	昭和63年11月	木島平村	防災	総務部総合防災安全課
18	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成7年7月	調布狛江プロパン商工組合調布支部	防災	総務部総合防災安全課
19	震災時等の相互応援に関する協定	平成8年3月	多摩地区31市町村	防災	総務部総合防災安全課
20	大規模災害発生時等における相互応援に関する協定	平成8年11月	甲州街道サミット参加12市	防災	総務部総合防災安全課
21	災害時における応急対策に関する協定	平成9年9月	マインズ農業協同組合	防災	総務部総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
22	災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成9年10月	一般社団法人調布市歯科医師会	防災	総務部総合防災安全課
23	災害の場合における放送に関する協定	平成10年8月	調布エフエム放送株式会社	防災	総務部総合防災安全課
24	災害時における放送等に関する協定	平成10年8月	株式会社ジェイコムイースト調布局	防災	総務部総合防災安全課
25	避難所としての施設利用に関する協定	平成12年3月	都立調布北高校	防災	総務部総合防災安全課
		平成12年3月	都立調布南高校	防災	総務部総合防災安全課
		平成12年3月	都立神代高校	防災	総務部総合防災安全課
26	災害時における緊急輸送業務に関する協定	平成15年4月	東京都トラック協会多摩支部	防災	総務部総合防災安全課
27	災害時における相互応援協定	平成17年2月	世田谷区	防災	総務部総合防災安全課
28	災害時におけるボランティア活動に関する協定	平成17年3月	社会福祉法人調布市社会福祉協議会	防災	総務部総合防災安全課
29	障害者等を対象とした避難施設利用に関する協定	平成17年3月	東京都立調布特別支援学校	防災	総務部総合防災安全課
30	災害時における井戸の使用に関する協力協定	平成18年8月	東京慈恵会医科大学附属第三病院	防災	総務部総合防災安全課
31	災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定	平成18年10月	東京多摩青果株式会社	防災	総務部総合防災安全課
32	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定	平成18年11月	東京都理容生活衛生同業組合調布支部	防災	総務部総合防災安全課
33	非常通信に関する協定	平成20年3月	調布消防署	防災	総務部総合防災安全課
34	防災情報等の提供及び活用に関する協定	平成21年3月	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	防災	総務部総合防災安全課
35	災害時における応急救護活動の協力に関する協定	平成22年2月	調布市接骨師会	防災	総務部総合防災安全課
36	特別養護老人ホームかしわ園の避難所施設利用に関する協定	平成23年4月	社会福祉法人桐仁会	防災	総務部総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
37	災害時の情報交換に関する協定	平成23年6月	国土交通省関東地方整備局	防災	総務部総合防災安全課
38	大規模災害発生時における施設使用に関する協定	平成24年9月	株式会社東京スタジアム	防災	総務部総合防災安全課
39	至誠ホーム調布若葉ケアセンターの避難所施設利用に関する協定	平成24年11月	社会福祉法人至誠学舎立川至誠ホーム	防災	総務部総合防災安全課
40	災害時における動物救護活動に関する協定	平成25年2月	公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部	防災	総務部総合防災安全課
41	災害時における消防支援活動等に関する協定	平成25年2月	調布市消防団OB会	防災	総務部総合防災安全課
42	特別養護老人ホームときわぎ国領の避難所施設利用に関する協定	平成25年2月	社会福祉法人常盤会	防災	総務部総合防災安全課
43	災害時における飛田給体育場の避難所利用に関する協定	平成25年6月	日本郵船株式会社	防災	総務部総合防災安全課
44	災害時における緊急医療救護所に関する協定	平成25年6月	東京慈恵会医科大学附属第三病院, 狛江市	防災	総務部総合防災安全課
45	旭出調布福祉作業所の避難所施設利用に関する協定	平成26年2月	社会福祉法人大泉旭出学園	防災	総務部総合防災安全課
46	災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定	平成26年3月	東京都美容生活衛生同業組合調布支部	防災	総務部総合防災安全課
47	災害時における施設利用に関する協定	平成26年3月	宗教法人金龍寺	防災	総務部総合防災安全課
		平成26年11月	宗教法人光源寺	防災	総務部総合防災安全課
		平成27年7月	社会福祉法人東京かたばみ会	防災	総務部総合防災安全課
		平成28年4月	株式会社京王閣, 東京都十一市競輪事業組合	防災	総務部総合防災安全課
		令和2年2月	京王電鉄株式会社, 京王レクリエーション株式会社	防災	総務部総合防災安全課
48	災害時における妊産婦及び乳児への支援活動に関する協定	平成26年4月	公益社団法人東京都助産師会	防災	総務部総合防災安全課
49	災害時における物資の供給に関する協定	平成26年7月	株式会社アーク・システム, 田中運輸リース株式会社, 株式会社東リース調布営業所	防災	総務部総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
50	防災用品のあっせんに関する協定	平成26年10月	社会福祉法人東京コロニー	防災	総務部総合防災安全課
		令和6年3月	調布市福祉作業所等連絡会	防災	総務部総合防災安全課
51	避難標識設置に関する協定	平成26年10月	NPO法人都市環境標識協会, 株式会社トーコン	防災	総務部総合防災安全課
52	特別養護老人ホームらくえん深大寺の避難所施設利用に関する協定	平成26年12月	社会福祉法人寿真会	防災	総務部総合防災安全課
53	災害時における避難所運営への協力に関する協定	平成27年2月	調布ビル管理協同組合	防災	総務部総合防災安全課
54	調布市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定	平成27年3月	東京瓦斯株式会社西部支店	防災	総務部総合防災安全課
55	災害に係る情報発信等に関する協定	平成27年7月	LINEヤフー株式会社 (旧 ヤフー株式会社)	防災	総務部総合防災安全課
56	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	平成27年9月	東電タウンプランニング株式会社	防災	総務部総合防災安全課
57	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成28年1月	アルフレッサ株式会社調布支店, 酒井薬品株式会社三鷹営業所 他4団体	防災	総務部総合防災安全課
58	岐阜市及び調布市災害時相互応援に関する協定	平成28年1月	岐阜市	防災	総務部総合防災安全課
59	富山市及び調布市災害時相互応援に関する協定	平成28年1月	富山市	防災	総務部総合防災安全課
60	特別養護老人ホームちょうふ花園の避難所施設利用に関する協定	平成28年3月	社会福祉法人桐仁会	防災	総務部総合防災安全課
61	遠野市及び調布市災害時相互応援に関する協定	平成28年3月	遠野市	防災	総務部総合防災安全課
62	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成28年9月	株式会社ゼンリン	防災	総務部総合防災安全課
63	災害時における石油燃料の供給協力に関する協定	平成29年2月	市内ガソリンスタンド5事業者	防災	総務部総合防災安全課
64	災害時における要支援者(傷病者)等の搬送に係る協定	平成29年3月	合同会社太陽サービス, シマノ介護タクシー, 株式会社シティリファイン 他5団体	防災	総務部総合防災安全課
		平成29年4月	介護タクシーしらゆり, NPO法人エクセルシア	防災	総務部総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
65	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定 ※締結団体が自主的な判断に基づき活動	平成29年3月	狛江市, NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン	防災	総務部総合防災安全課
		平成29年12月	株式会社セイコー社	防災	総務部総合防災安全課
66	災害時における避難所等運営への協力に関する協定	平成29年3月	株式会社レクトン, 株式会社東洋食品, シダックスフードサービス株式会社 他2団体	防災	総務部総合防災安全課
		平成30年12月	株式会社東京天竜	防災	総務部総合防災安全課
		令和元年9月	協立給食株式会社	防災	総務部総合防災安全課
67	特別養護老人ホーム爽爽荘の避難所施設利用に関する協定	平成30年9月	社会福祉法人涼広会	防災	総務部総合防災安全課
68	特別養護老人ホーム仙川くぬぎ園の避難所施設利用に関する協定	令和元年12月	社会福祉法人桐仁会	防災	総務部総合防災安全課
69	災害時における被災者支援に関する協定	令和2年2月	東京都行政書士会調布支部	防災	総務部総合防災安全課
		令和2年5月	東京司法書士会調布支部	防災	総務部総合防災安全課
70	障害福祉サービス事業所シンフォニーの避難所施設利用に関する協定	令和2年2月	社会福祉法人巣立ち会	防災	総務部総合防災安全課
71	災害時におけるIT支援に係る協定	令和2年2月	サイボウズ株式会社	防災	総務部総合防災安全課
72	災害時における被災者支援に関する協定	令和2年2月	東京都行政書士会調布支部	防災	総務部総合防災安全課
		令和2年5月	東京司法書士会調布支部	防災	総務部総合防災安全課
73	災害時における輸送等の協力に関する協定	令和2年8月	さくらツーリスト株式会社	防災	総務部総合防災安全課
74	災害時における相互連携に関する基本協定	令和2年9月	東京電力パワーグリッド株式会社	防災	総務部総合防災安全課
75	自立支援教室KiZuNa(キズナ)調布教室の避難所施設利用に関する協定	令和2年12月	一般社団法人ライフタイムコンディション	防災	総務部総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
76	災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定	令和3年2月	公益財団法人調布ゆうあい福祉公社	防災	総務部総合防災安全課
		令和3年6月	一般財団法人調布市市民サービス公社	防災	総務部総合防災安全課
		令和3年9月	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団	防災	総務部総合防災安全課
		令和3年12月	公益社団法人調布市スポーツ協会 (旧 公益社団法人調布市体育協会)	防災	総務部総合防災安全課
		令和4年6月	社会福祉法人調布市社会福祉事業団	防災	総務部総合防災安全課
		令和5年2月	一般財団法人調布市武者小路実篤記念館	防災	教育部教育総務課
		令和6年2月	社会福祉法人調布市社会福祉協議会	防災	福祉健康部福祉総務課
77	緊急時避難場所施設利用に関する協定	令和4年3月	株式会社東京スタジアム, 三鷹市, 府中市, 狛江市	防災	総務部総合防災安全課
		令和4年3月	東京都, 三鷹市, 府中市, 狛江市	防災	総務部総合防災安全課
78	災害時における電気通信大学の施設利用に関する協定	令和4年3月	電気通信大学	防災	総務部総合防災安全課
79	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	令和3年8月	三菱自動車工業株式会社, 東日本三菱自動車販売株式会社	防災	総務部総合防災安全課
80	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	令和3年12月	東京都及び都内の61区市町村	防災	総務部総合防災安全課
81	災害時における応急復旧業務に関する協定書	令和3年9月	スバル興業株式会社多摩営業所	防災	総務部総合防災安全課
82	災害時におけるココスクエアビル(商業棟)の利用に関する協定書	令和3年10月	株式会社ココスクエア調布	防災	総務部総合防災安全課
83	災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定書	令和3年10月	東京都コンクリート圧送協同組合	防災	総務部総合防災安全課
84	風水害時における緊急時避難場所としての施設利用に関する協定	令和3年12月	学校法人桐朋学園女子部門	防災	総務部総合防災安全課
85	風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書	令和3年5月	東日本電信電話株式会社	防災	総務部総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
86	災害時等における車両の提供等に関する協定書	令和5年2月	有限会社ファン, 狛江市	防災	総務部総合防災安全課
87	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	令和5年3月	株式会社バカン	防災	総務部総合防災安全課
88	災害時における駐車場の一時利用に関する協定	令和5年3月	アフラック生命保険株式会社	防災	総務部総合防災安全課
89	災害時における調布市ふじみ交流プラザの利用に関する覚書	令和4年6月	一般財団法人調布市市民サービス公社	防災	生活文化スポーツ部協働推進課
90	避難行動要支援者の支援に関する協定	平成25年7月から 令和5年3月まで	西部飛田給自治会, 布田南部自治会, 柳会 自治会, マンション国領自治会 他37団 体	防災	福祉健康部福祉総務課
91	災害時における調布市と障害福祉サービス事業者等との障害福祉サービス利用者の安否確認等に関する協定書	令和4年12月	NPO法人フォアフロント	防災	福祉健康部障害福祉課
92	災害時における下水道施設の清掃及び調査に関する協定	平成29年1月	内外サービス株式会社	防災	環境部下水道課
93	多摩地域における下水道管路施設の災害復旧支援に関する協定	平成29年3月	東京都, 多摩29市町村, 公益財団法人 東京都都市づくり公社, 下水道メンテナ ンス協同組合	防災	環境部下水道課
94	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	令和3年3月	東京都下水道局, 多摩29市町村, 公益財 団法人東京都都市づくり公社, 公益社団法 人全国上下水道コンサルタント協会関東支 部	防災	環境部下水道課
95	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	令和4年8月	株式会社吉野清掃	防災	環境部ごみ対策課
		令和4年8月	株式会社調布清掃	防災	環境部ごみ対策課
96	災害時における避難所等運営への協力に関する協定	平成29年3月	株式会社レクトン, 株式会社東洋食品, シ ダックスフードサービス株式会社 他2団 体	防災	教育部学務課
		平成30年4月	シダックス大新東ヒューマンサービス株式 会社	防災	教育部学務課
		平成30年12月	株式会社東京天竜	防災	教育部学務課
		令和元年9月	協立給食株式会社	防災	教育部学務課
97	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	令和6年3月	佐川急便株式会社	防災	総務部総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
98	障害福祉サービス事業所爽々苑の避難所施設利用に関する協定書	令和5年8月	NPO法人爽々苑	防災	福祉健康部障害福祉課
99	災害時における調布市と児童福祉通所サービス事業者等との児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関する協定書	令和5年9月	有限会社AHK	防災	福祉健康部障害福祉課
100	災害時における施設利用等の協力に関する協定	令和6年3月	アフラック生命保険株式会社	防災	総務部総合防災安全課
101	学校安全・安心メール利用に関する基本協定	平成19年3月	晃華学園中学校高等学校	防犯	総務部総合防災安全課
		平成24年4月	桐朋学園桐朋小学校	防犯	総務部総合防災安全課
102	調布市ながら見守り活動に関する協定	平成28年3月	一般社団法人東京都信用金庫協会, 日本郵便株式会社調布郵便局	防犯	総務部総合防災安全課
		平成28年12月	調布市新聞販売店協同組合	防犯	総務部総合防災安全課
		平成29年3月	株式会社小平広告	防犯	総務部総合防災安全課
103	重大な犯罪事件に係る相互情報提供等に関する協定	平成28年9月	世田谷区, 狛江市, 川崎市	防犯	総務部総合防災安全課
104	危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定	平成29年3月	狛江市, 調布警察署, 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会調布狛江市部, 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩東支部	防犯	総務部総合防災安全課
105	調布市・狛江市サイバーセキュリティに関する協定	平成29年7月	狛江市, 調布警察署, 調布市商工会, 狛江市商工会	防犯	総務部総合防災安全課
106	市内中小企業等支援に関する包括協定	平成24年2月	多摩信用金庫	産業振興	生活文化スポーツ部産業振興課
		平成26年3月	株式会社三井住友銀行, 株式会社りそな銀行	産業振興	生活文化スポーツ部産業振興課
		平成26年5月	株式会社みずほ銀行, みずほ信託銀行株式会社	産業振興	生活文化スポーツ部産業振興課
		平成27年9月	西武信用金庫	産業振興	生活文化スポーツ部産業振興課
107	調布市・一般財団法人モバイルスマートタウン推進財団インバウンド観光推進に関するパートナーシップ協定	平成29年10月	一般財団法人モバイルスマートタウン推進財団	産業振興	生活文化スポーツ部産業振興課
108	調布市見守りネットワーク事業協定	平成18年3月から令和4年3月まで	調布市自治会連合協議会, 調布市商工会, 日本郵便株式会社調布郵便局 他78団体	見守り	福祉健康部高齢者支援室(高齢福祉担当)



No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
109	感染症及び災害発生時における職員相互派遣に関する協定	令和3年2月	市内介護老人福祉施設 全9施設	見守り	福祉健康部高齢者支援室 (高齢福祉担当)
110	調布市子育て情報誌の官民協働発行に関する協定	平成28年12月	株式会社ジチタイアド	子育て	子ども生活部子ども政策課
111	がん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定	平成22年2月	アフラック生命保険株式会社 (旧 アメリカンファミリー生命保険会社)	健康	福祉健康部健康推進課
112	相互連携基本協定	平成20年8月	都立農業高校	環境	環境部環境政策課
113	調布市太陽光発電に係る公共施設屋根貸し事業協定	平成25年11月	調布まちなか発電株式会社	環境	環境部環境政策課
114	地球を守るための市民率先行動に繋げる連携協定	令和4年10月	ユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング株式会社	環境	環境部環境政策課
115	「ゼロカーボンシティ調布」の実現に向けた連携協定	令和5年3月	東京ガス株式会社, 東京ガスネットワーク株式会社	環境	環境部環境政策課
116	ゼロカーボンシティ調布の実現に向けたEV充電設備整備の推進に関する連携協定	令和6年2月	Terra Charge 株式会社, 調布市商工会	環境	環境部環境政策課
117	使用済小型電子機器等の回収に係る連携と協力に関する協定	令和3年7月	リネットジャパンリサイクル株式会社	環境	環境部ごみ対策課
118	使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定	令和4年2月	HOYA株式会社アイケアカンパニー	環境	環境部ごみ対策課
119	粗大ごみ等のリユース（再利用）促進に向けた連携と協力に関する協定	令和4年11月	株式会社ジモティー	環境	環境部ごみ対策課
120	東京都知事が管理する道路上の動物死体の処理に関する協定	令和5年4月	東京都	環境	環境部ごみ対策課
121	調布市における空き家等の適正な管理に関する協定	令和元年11月	公益社団法人調布市シルバー人材センター	都市整備	都市整備部住宅課
122	調布市空き家等ワンストップ相談窓口事業に関する協定	令和2年11月	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 南部支部, NPO法人 日本地主家主協会, 多摩信用金庫, 東京都行政書士会 調布支部, ミサワホーム株式会社, 三井住友信託銀行株式会社	都市整備	都市整備部住宅課
123	調布市における空き家の適正管理に関する連携協定	令和4年2月	東京ガス株式会社東京西支店, 東京ガスリックリビング株式会社	都市整備	都市整備部住宅課
124	共立女子大学・共立女子短期大学と調布市との連携協力に関する協定	令和6年2月	共立女子大学, 共立女子短期大学	都市整備	都市整備部住宅課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
125	地域活性化包括連携協定	平成30年4月	株式会社セブン-イレブン・ジャパン, 株式会社イトーヨーカ堂	その他(多岐に渡る包括)	行政経営部企画経営課
126	アフラック生命保険株式会社との包括的パートナーシップ協定	令和元年8月	アフラック生命保険株式会社	その他(多岐に渡る包括)	行政経営部企画経営課
127	調布市北部地域活性化連携協定	令和4年12月	大和リース株式会社	その他(多岐に渡る包括)	行政経営部企画経営課
128	活力ある持続可能なまちの実現に向けた多分野連携協定	令和5年2月	東日本電信電話株式会社東京武蔵野支店	その他(多岐に渡る包括)	行政経営部企画経営課
129	東京都パートナーシップ宣誓制度及び調布市パートナーシップ宣誓制度に関する基本協定	令和5年3月	東京都	その他(多岐に渡る包括)	生活文化スポーツ部 多様性社会・男女共同参画推進課
130	調布市と一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟との相互協力に関する協定	令和元年8月	一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟	その他(多岐に渡る包括)	生活文化スポーツ部スポーツ振興課
合計 531 団体					

※網掛けは、令和5年度に協定締結したものです。

## 4 まとめ

市民参加の延べ人数（【グラフ1】）や、協働事業数（【グラフ5】）の推移から見て取れるように、令和元年度までは、参加と協働に関する取組は順調に定着が図られてきたと考えています。そうした中で、令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、取組の規模縮小や延期・中止を余儀なくされる事例が多数あったことから、いずれの実績も大きく減少しましたが、令和4年度以降は、継続事業のほぼすべてが再開されています。

市民参加手続については、新型コロナウイルスの感染拡大防止を契機に導入したオンラインの併用による会議やインターネットアンケートが引き続き活用され、市民参加機会の充実につながっています。今後は、デジタルを活用した新たな市民参加手法を検討する中で、オンライン環境がない方や情報機器の操作に不安がある方へ一層配慮するほか、子ども・若者の意見を聴くことなどを通じて、引き続き、幅広い年代の市民参加を推進して参ります。また、「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」の趣旨を踏まえ、条例において対象とする審議会等だけでなく、市民参加の取組として実施する委員会・審議会等においても可能な限り条例に準じ、傍聴の取扱いや会議録の作成・公表などに努めるとともに、傍聴者からもアンケートを通じて意見をいただくなど、引き続き様々な運用改善に取り組んでいきます。

協働事業については、ラグビーワールドカップ東京大会や東京2020大会のレガシーを継承する事業のほか、市民向けのイベント等を企画する事業が新たに実施されるなど協働の取組は拡大しています。その一方で、パートナーの固定化や、パートナーと市の役割分担の明確化が課題となっています。協働を推進するに当たっては、より多くの方々に関わっていただけるような環境づくりが必要であることから、引き続きパートナーの育成・支援や、更なる裾野拡大につながる取組を継続してまいります。また、パートナーとの密なコミュニケー

ションを通じ、目的意識と役割分担を明確化しながら、持続的で発展性のある事業実施に取り組みます。

今後も多様な主体との連携により、幅広い市民意見の把握につながる創意工夫や運用改善を重ねながら、参加と協働のまちづくりを推進していきます。